

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

保険者名	貴自治体において第8期介護保険事業計画に記載している内容					令和3年度(年度末実績)					公表の状況	
	項目名	細目名	目標を設定するに至った「現状と課題」	第8期計画における「取組」	「目標」(事業内容、指標等)	中間見直し	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策	実施状況	公表の方法
三方町	①自立支援・介護予防・重度化防止	生活支援サービスの体制整備	平成28年(2016年)度から行政区単位での住民WSを開始。7期終了時には3行政区に支えあい活動(居場所)が誕生。WS未実施地区における「身近な地域での支えあい活動」の創出が必要。	新しい生活様式に即した住民WSの開催 支えあい活動に関する普及啓発	行政区別住民ワークショップ R3 R4 R5 開催地区 4 4 4 開催回数 8 8 8 参加人数 160 160 160	あり	住民グループを対象とした「活動立ち上げ支援」の実施①常設の居場所(軽食会・茶話会)の開設 ②会員制の有償サービス助合い活動(移送サービスを含む) 小規模住民ワークショップの開催:1か所 既存の支えあい活動(居場所)団体への活動継続支援(ラジオ体操への移行):3団体 ささえあい通信の発行・活動場所でのノボリ掲示	○	コロナの影響によりWS開催の目標値達成はできなかったが、WS未実施地区にSCの支援により、2つの住民グループが支えあい活動を立ち上げ活動を開始した。 7期までに立ち上がっていた3か所の支えあい活動(居場所)も一時活動を中止していたが、ラン体操を振替活動として実施することで支えあい活動の再開継続を図った。この3か所を含む、全13か所でラジオ体操を開催し身近な地域での見守り・声かけの支えあい活動がコロナ禍で展開された。	新しい生活様式に沿った行政区住民ワークショップの再開。 自治会単位・近所単位でのニーズの掘り起こしやお互い様の生活支援サービスの創出の推進 生活支援体制整備事業(支えあい活動・担手養成)に関する普及啓発活動の強化	実施	ホームページで公表
三方町	①自立支援・介護予防・重度化防止	地域ケア会議の開催	自立支援・重症化防止の取組の推進に向け、三方町ケアマネジメント指針を作成し、適正なケアプラン作成の支援を行うとともに、課題となっている「ケアマネジャーの力量差」への対策が必要。	新ケアプラン(会議後に作成するプラン)の点検面接の実施・主任ケアマネジャー機能の活用・ケア会議書式の変更・ケアマネジャー研修会の開催。	自立支援型地域ケア会議(開催回数) R1:9回 R2:9回 R3:9回 認知症施策推進地域ケア会議 R1:3回 R2:3回 R3:3回	なし	自立支援型地域ケア会議:9回 認知症施策推進地域ケア会議:3回 会議後に作成した新ケアプランに対する個別面接の実施。 会議書式の大幅見直しに伴うケアマネジャーのサポートを目的とした「課題整理総括表 研修会」の開催。 地域ケア会議に提出された事例から抽出した地域課題等をまとめた提言書を、推進委員会へ提出	○	課題となっているケアマネジメント能力の向上について、研修会の実施を行うことができた。また、新型コロナウイルスの影響によりWEB開催となったが、見学者の受け入れができていなかったが、令和4年2月より、見学者の受け入れを再開し、マネジメントに関する学びや地域資源・課題に関する情報収集へつながっている。	提出された事例における主治医の意見書に書かれた疾病で、最も多いものは認知症であった。町の高齢化率は年々増加傾向にあり、認知症の有病率の増加が見込まれる。町の高齢化増加に伴い、要支援・要介護認定も増えていくと思われるが、いつまでも安心して暮らし続けることへの地域づくりを実現することを目的に、生活支援体制整備事業の活用や三方町認知症サポートセンターが実施している事業等の周知を強化する。	実施	ホームページで公表
三方町	①自立支援・介護予防・重度化防止	在宅医療・介護連携を図るための体制整備	これまで、入退院支援は明確なルールがなく医療職・介護職ともに相談や連携のしにくさを感じていた。医療と介護両方の支援を必要とする高齢者が増加していく中で、効率的な連携を行うためには、入退院支援ルールの作成が必要である。	入退院における病院と在宅関係者の連携強化	R3年度:入退院支援ルール案の作成 R4年度:入退院支援ルール案の試行(実施可能な病院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所) R5年度:入退院支援ルールの運用開始(管内全病院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所)	あり	入退院支援ルール策定のためのワーキングチーム会議の実施 病院部会:2回、在宅部会:2回、合同部会:2回 入退院ルール構築推進に向けた病院管理者会議:1回 地域包括支援センター、ケアマネジャーを対象とした研修会の実施:2回 入退院ルール案の原案が作成され、病院管理者会議にて試行開始に向けた了承を得られている。 試行可能な病院、事業所から順次、試行を開始している。	◎	入退院ルール案の作成という目標は達成でき、試行を開始している。	入退院ルールの運用開始にむけて、ルールが必要な背景や実際の情報共有の方法などの研修会を開催する必要がある。	実施	ホームページで公表
三方町	②給付適正化	給付実績の活用による適正化	介護給付適正化事業については、埼玉県介護給付適正化計画に基づき、国保連合会から提供される給付実績の活用や介護給付の適正なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じ、介護保険サービスにおける信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に努めていく必要がある。	介護給付適正化事業の推進	①要介護認定適正化 R3:100% R4:100% R5:100% ②ケアプラン点検 R3:全事業所 R4:全事業所 R5:全事業所 ③住宅改修の点検(現地確認) R3:3件 R4:3件 R5:3件 ④福祉用具購入・貸与調査(現地確認) R3:3件 R4:3件 R5:3件 ④縦覧点検・医療情報との突合 R3:適宜 R4:適宜 R5:適宜 ⑤介護給付費通知 R3:年2回 R4:年2回 R5:年2回 ⑥適正化システムの活用 R3:適宜 R4:適宜 R5:適宜	なし	・介護給付適正化事業の実施 令和3年度目標 達成 成状況 ①要介護認定適正化 100% 達成 ②ケアプラン点検 全事業所 達成 ③住宅改修の点検(現地確認) 3件 達成 ③福祉用具購入・貸与調査(現地確認) 3件 達成 ④縦覧点検・医療情報との突合 適宜 達成 ⑤介護給付費通知 年2回 達成 ⑥適正化システムの活用 適宜 達成	◎	目標に挙げた指標は全て達成されている。	給付適正化6事業については全て実施しており、目標も達成しているため、引き続き事業を実施していく。	実施	ホームページで公表